桃園詩話

同根集

龍心亭撰

中村俊定文庫
文庫 18
961

京都帝國大學圖書

中村保定文庫

文章國小生ること人元亨三十一字の歌乃
性を傳へ玉ふ事故を神代より玉ふ奇紙
賞らるる人世となりても尊ぶ小
生ずるも巻奇紙異世に性と
いふ事ハ古書小云和奇ハ歌学の金
云かも何ぞ但し吾國の地ハ信しく
自然としく習ふ歌の地情の形ハ
人乃面のごとく奇の姿乃形弁ハ人の
衣裳のごとし古くとも古かるべき
奇紙詞形ともわるしかるべき紙を

歌乃起情之（己上） されは古今の序にも
人の心を種としてよろつの言の葉とそ
なれりけるとかけるも此の意なり 私云 詞は心の使なれは
憂喜内にある時は 歌哭外に形はるゝもの也
凡根茎枝條葉花菓の七重は種より
生する處也故に上の句の種に對して今乃
下より言葉とは流るゝ詞也又次よりあめ
つちを動して始まり始る時より出来に
来は何なれと久しきのあめつちにして流てる
始にそしまり 私云同 今の集に云所天地開闢

始まる時より出来にけりとは先何時そや
其國常立尊の時あらはるゝは何なる歌詞そ
又二神の鳥の事は誰しるすは何そ天地
開闢の時あらはれんや難得心 答曰 此事は
せんものにそ皆体有り体ある物には皆名あり
名ある時は必言葉ありて詞となる事は
されはむかし鶯かはつの声をきけは
いきとしいけるものいつれか歌をよまさり
けるといへるこの所そ口傳受としてい傳る
附録 鶯蛙の事紀にしも傳へ大和國

高天寺に小童ありき、いくはくありて
我を師匠の僧にかくしこそなけくまかりて
かし昔年の春乃朝彼兒の結ひし菴
にありし思出しくなれしたりしか所に
當年の窓の梅に句はなくなるを
つらなしを師匠にやりて吟詠せしむ
書たれた　初春毎朝来不相還恭棲文字
かなりしけれを　神妻孔ありし毎にたる
ましれとも　わりくそかへるともみるらかん
和泉国堺の浦に藤原義定と云人首
丈明ともに心やさしき志にて詩哥管絃
業としつゝ明し暮しける中に無常の殺鬼

責来て彼女房十八歳と中せしを秋萩吹く
風にさそはれて終に紀の下露ときえにけ
岩綱宮なのかたち悲しみこそ同道退きと
かまりありしかたにかり修して若し浪華の
東わたりの思ひに此ところれて住吉に詣て
濱よりたちまちけしき八海と謡ひとかりここ
松風颯々として獨り立ちあかれところ
はいさこのくもは行きあかれなる文字の
きこえなる　作者我あはれのうたよめる
ふりけしやなとかれ人はまたやとかへらん

ひとつの紀事八二神唱和の傳筆紙にけるく

[illegible]

アモナルヤナトタナハタノウナカセルミ
スイルハアナタイハヤミタニフタフタラ
スアチスエタカヒユ子

下照姫と高彦根神之儀ハ[illegible]
花艶やかしくくして二つの岳二つ並ぶ
百小路[illegible]ハ神代のうるわしき
文字もさらに南[illegible]

夜久毛多都伊豆毛夜蔵賀岐都麻

碁微尓夜蔵賀岐都久流曽能夜
蔵賀岐袁
委八八雲神詠の傳授深く知る[illegible]

[illegible]八雲神詠更深き神秘有ゆへ
[illegible]二神唱和三十六字の神詠[illegible]
[illegible]詠[illegible]
父母とし[illegible]代くよつる[illegible]
[illegible]
[illegible]

又やまと云よ多義わり多多書わるも
蕃語ハ古多ハ一ニ大和二ニ山跡三ニ日本と
初ハ大和と云ニ三ニ日本ハ和語也天竺の
梵語ハ漢土ハ翻譯ハ和やハ
ら仁ハ古漢語ハ日本よ
して此國の語ハやらけ里 故ニ
三國ハひやらけるゆへよ大和ニと云
二ハ山跡と云ハふるさらの神ちめ
天降時 洲壊いまさ海さ里
あるを吉地 低濕してハ人さわる
生ハ仁る蕃ハ和ハ山と
ハるるの足りの山ハ通路とし

遊東を山の跡ハ多くハ海ハ
山ハの国と云ハ此国の奇ハ山跡ハと
ハるなるハ古歌ハ云 ちさしまや山
跡のゆを人ふり行りと思へハなけり
さ面し 後ハ大日本と書くもや後
と儀む日のおるあたりハ漢土ハ里
日本とハらへるハ二義の中ハ大和と
書ハ三ゆわいやらまの田へ書上りも
國常立尊ハ陽ゆく陽神ハ陰ゆ
陽ゆく陽ハ大ハ和ハ中ハ
義ハ命ハ陰ハ大和と書ハ
神代の変なりわハ書きゆとハ

うかひしの事　神皇正統記に見ゆ
石こ初めて　下略

連歌の事

昌琢物式講尺云連歌由来の事
是とは説もあり筑波問答と云ふ書
光園の説にもとづき
とも先とは式ハ伊勢諸伊勢物語
ことの由くさいの時いさかの事
あへやらはしとあはひめと云ひ
いさかこれをいふ

かはひめ　かはひめ　神おの神の
寄とく連寄の始ふとる　日本紀
書しき　書法　きさのとの
のみこと　天の浮橋のもとに　先の神
かけ　陰陽　乃たまふ　男神
又の　書して　男神
かけ　のもとに　書後人
四十年　東夷征伐の時　日本武尊
の國　酒折の宮　歌
坂波　璃須擬　底美　坂用加祢　菟流と

わといされ者れハ史記ニ多ク童　○加感京陪
底用珠波虚々能用比珠ハ蒐瑙伽瑙と
有ラ尚ニ是連奇ハ上古ノ歌　かゐくりつく
たハ針ヲてとくとゝ云ふけくるふらるさく者ハ
今天神の像をかゝ為やゝ崇しと人牧ゝ為
都持のさ母川のあ社せき、ゆくゝ一
四社ゝ云よ尼の自ゝ云　○清ゝさゝ○ゝ
ひとゝ為る一し　万葉八　句文業ヲ伊勢
下句の時秋文ゝ里
四えゝし　ゆわれハゝ為ゝ　○まゝ為ゝ

さゝの関ハ三ゝ為むと有ゝ為　籠ゝ集ニ入ル是等も
つゝ云ニ上古ハ上の句社云ゝ為ハ下の句
社ゝ為下の句社ゝ為ハ上の句社ゝ為と
正句ゝ十句と定ル事ハ人ゝ
拾遺集ゝも連奇ゝ入ル上古の連奇と
ゝ社ゝ為ゝ今好むゝ為ゝ
ゝ社ゝ為ゝ為ハ下略　拾遺集の中ゝ中ゝ
伊勢ゝ為ゝ大無源波ゝ勢伊の
八重紅梅社ゝ為ゝ　○流信の
いろゝハゝ為ゝ春の花　古大和実資　源重ニ入記

抛ときこえけれ 諸物語 其南句習わり拾遺集
抄にハ流俗(りうぞく)とかすかなる躰をハ以書に云
珍重なる人きゝ明んとあり是等思ふに其
習わる事なれハ口さと大やうまかく書
直れける事也 流俗とも躰とも連歌
に於て其附にハ有りしを但し傳受すなれハ
諸し傳る所傳受の中に委し 連歌本式也
建治二年 後宇多院の御宇 新 鎌倉殿為相卿
作ると云て同比又中納言為家か作なりとも云 撰
之ゟ新式 後普光園摂政良基公 号二條殿也

應安五年に改め書加へられて新式と云ふ 建治二年より
(應安五年ハ建治二年より九十七年に当る) 其後後普光園殿関白兼良公 光一条殿
宗匠宗砌に於て諸しけひて享徳元年 (後花園院御宇)
に書加へ給ふて追加と号す (應安五年より八十一年に当る) 享徳
其後肖柏 (牡丹花) 勅撰請 逍遥院殿に於て諸
問ふて文亀元年 (後柏原院の御宇) に書加へられて新式
今案と号す (享徳元年より文亀元年に至る五十年に当る) 是今に新式今案と
用ゐる式なり 但此式おゐて名人の読御詳て
改事ありとて取て筆を加へられて雑学
多し 傳受なくしてハいひかたき事也

文亀元年より明和七年まで凡弐百七十年より
なり建治二年より明和七年まで凡四百九十八年
俳諧之權輿

俳諧のはじまりハ大槻山崎宗鑑と伊勢貞丈
貞丈ゝ子句ハ宗鑑ゝ二不員ハ此二不員ハ
二条博陸俊三条実隆公此歌五の句ハ重
ねく、ゝまれるハ此和ハ宗鑑新撰抄と云書有
守武ハ勢州山田の人氏ハ荒木田従三位の神皮
ハ俳諧の祖ハ千句発句宗祇師三吟ゝ句
其後世の中百首ハ俳諧ハ殺ハ

法華経神祇ハ白日天ハ
ハ 新撰極やう法華ゝ
句ハ詩也 ○宗鑑弱冠の時文那祢三郎宗範
ハ足利尤源院殿ハ仕ハ出塵の人ハ
髮ハ山崎小菅庵ハ住ハ西の時三条
西道逸院殿ゝ仕ハ此のかきつけ
仰られ給ハ
宗鑑ハ海ハ天ゝ
ハ鑑ハ
法華経ハ

行脚して一ッの居所もなし一夜宿をかへて
諱世 宗祇法師と云人の云ことハちと異なりて
来世をいへともふして静に終られたる大往生
いふ集なとして撰議して作 ○貞徳松永
弾正久秀ヵ舎弟直江五郎尚秀とて子の永種ヵ
子なり後に氏を松永とよふ初名を勝熊といゝ
名つく細川幽斎に親しく古今伝授をのそみ
いせ源氏物語なとを申すへき書の奥儀をきハめ
其つに於ゝ人多し吾頭光大延陀光明人
居士の名なと呈する余歳にして没後に終りたる

諱世 終りハくハ寿後世ハ捨とあるへく月花ハ興し花ハちりき
洪英士行て諸書なとさまさまにして云の道を地下
に弘めし俳諧をさらにしめ世に普し
一 記徳日向延岡の城主内藤家の臣也水間氏
広前く亀翁并家に随身して云ちの奥儀
於く稲宮をはしめ嘉倍 如来坊と号
賞しめして流例を免許しのちに忠ハ
何行と地下に生れてかく和云の神乃道の旨を
於その俳諧の流例を産として江都に
一流を顕し世に普く広し

化俳諧の會席ニ出テ紀ニハ已ニ家業ニ
於こさ寸公ニ仕ル者ハ幣を先とし
其の余力ニ俳諧を学ぶ者を清貧人ニ比し
して其席ニ列ス俳諧の席ニ重て
癖意せきニ尚やうニ嗜ミ一つ〇ニ拙ハ
古ニ倣ふと雖ども人ハ古詩の人ニ感し古ニの
とも味ひ古語ニ倣ふとも学問ニ依ふとも
つるふるニ依ル邪俳諧の道異と雖ども
為ニ良工の名人ニ成ルとも其道異也
わるくニ拙さ為ニ成就仕ラざ也 元禄

書墨曲尺ハ先哲の俳書ニ心ニ応ゆる称及ス
ハ師傳を受ケ一切席ニ列ス人ハ
禅定ニ入るニ如ク衆和ニ応ズ自
賛毀他の心ニ成ル紙和ニ為ル為ル我
精人ニ成ル条ニ又一順の百語ニ成ル
雅俗しわるハさるあるニ言ニ声ニ人と
又一次吹ふとるニ成ル古ニ情条ニ成ル演
句の比判ニ人の心まくさ已ニ成ル
高所ニ礼ニ為ル為ニ成ル為ニ東なと一の
立ニ成ル中ニ為ル為ニ紹 貞三ニ成ハ

栗しるもなしさの時なれ稲しるも
又ふ奥く四句めちうの表のうちハたくさく
と耳うゆぬやふ所ハ又奥句紀ものと
杉原やうちふ[illegible]ハかるつき半句繁
再返ハ發句紹作る人井上下の句ハつち
半三ちハ[illegible]くふくとやくと[illegible]半三
作る人ハ再返ふくしてたし再返句
栗しく一節ハ奥あるハ裏ちとり
ちる紀恵の句ちく人の心淡くえ
ゆるはなしし想神神祝云ひとく

いまくしと紀句ちく人ハ共ち句ちく
無名の句下品の句句ちうの句紙
作ち紀杉ハ心りけ一其席ハ不果の人
句ハ[illegible]ハ[illegible]句栗[illegible]紀
ハ[illegible]ハ[illegible]紀[illegible]酒の[illegible]
ちる紀ハ[illegible]ちく人ハ[illegible]へ
ら紀ハ[illegible]ハ[illegible]人の發句
なる紀ハ節ハ[illegible]ちく人[illegible]ちの句
作紀ちく大声ちくばちくさく執筆の
像もちる紀貴人の部句ハ[illegible]

初心ニ句作に古今とも其頃一つに成て詠る
人数多かりしに古来より我句心に叶ひ
かりそく惚ける体見苦しく又人の句を見
なりとく詠みける体有り一つに成るは作
者ハ其作人の思ふ所を述たる人ハ宗匠
とりとも懐む所作者に聞ても句作も誹と
出しひとり地者ありて事をも口伝きくべき
宗匠なくも甚たる若しと云ハ法式を心得
たるものハ貴人好士の句作をもよくあつかひ
詠る事ハ又作事あり其ハ作者もよく知る

會釈ありてハ其人ぶりにもよく作て予を定め
座つらひをわすれ礼を守り又宗匠の出座する
句作ハ賑かりよ面白き事を言ひ放ち花合に
貴人好宗匠を始め座一通り兼て執筆の心得
詠わるゝ時ハ花合ありて新たに考へ作句も
貴人之又我句として花合且作句を所望
しつとも心得て出座も心得しつ出座
其の作らん事なく考へて執筆一座すべし
座として達人に作りとも折く一座の宗匠へ
かくかく体ハ見んと作りの之又小人好士の句

知と見合まぎれなれども發句揃ひ部す
皆座のしにたへうかひて後せとめうれ
云出すへし文字の席にわりし半紙句を
仕立座の草木器のかまり麁略應成
の繪知とこそりに句に仕立得へりす何い
きつといふハ格別の事也客ハ發句がくも
附合少くも一句ハ立てしひとまる也
主筆ハ呼ことし紅拙之由紅須臾知麿
多く人の句をみるりに隨し又ハその半にも立人
何より芸ハ何の支めなしやくむとへ様なりとも

まかりなく人の笑ひをうけ祢の神をも發る
座しちは臭か好むハ終わりのちけをかれハ
さも何人無理に操んと思ふに座りては穢氣
先立ちハ句も出来ぬものなりと知人か
業の支得てハ尺無益へし甚罷か又出居に
發書人とるにハやまれずと云人かいさりて只
今日の發句をもよむへし芸か貴ぶの風雅
人とするハなりま文我か作しく深く探
大るとく感か横にし顔か作りぬ隠かる
あふのさ額に何よそかあるなとしく發か

高貴ハ書人者〳〵再礼の面目人の情
知も絶く自のさ自ら紙とくけやあく
蒙角ゟ寸とこともかく書もらゝやあけ
小黄六貴しゝ法ハ喜ぶし源くたのゝく
又四日拙人ゟも御く今ゟ紙時紙悔く
今とくもゝの癖やゟらんと心やゟ知る
ものゝ知ゝ

執毫之法

執毫の法ゝ家西か須ひく文臺紙蒙蒙の
所小ゟ角一定會小ゟ定ゝ文臺の面

有ゝ〳〵れハ何ゟ及はしゝ横打ゟ二ゝ
打小ゝ又四ゟ三ゟ打く硯紙蓋一書上小
右の筆御ゟゝ文臺ゟの帯く面ゟ
帳ゟかゝ文臺ゟ匂ひく硯紙蓋紙二
かゝ文臺の上ゟ面板の蓋ハ我後今
ゝもつゝゝゝもゝハ西一ゟ麻ゟゝハ書ゟ
歳ゝも面一ゝ懐紙帯ハ一ゟゝハ下ゟ面一ゟゝハ
とゝゟ二枚ゟゝのまゝく書一文臺の
上ゟ居く書とゝゟハ何ゝ懐紙ゟゝ
四枚の内一ゟ〇ひゝゟく面ゟの濁紙引

摺へく打重し初めは
厚くすき懐紙は打ち引摺り
れの作りすくと打の作くへ打球の紙
とは硯の蓋のよう重へ重のよう又蓋の
下かたる重は不礼へ打球の帯二枚は後よ
入ると知るへ桃李貴人の前ちくを速
安堂をへりすり所膝高ハ習ひ所目
りのへり法詞ハ西屋をへ大きに
人の時ハ高りの足は組法作高
又四方結ひ安堂すへ梅枝へ入き

磨すり又ちの七磨更新ハ墨磨さ
ゆへ前ハ稀ちへ磨すへ磨すへ高の
数寄更と知るへ志磨紙ハ数紙のさい
ひり志ちさハ筆は硯墨ハ墨はよう紙
磨まひ紙作へ高へ稀ちへ出へ
墨落へ又ハ高へ高紙へくもへ
墨の墨硯紙磨へへらふ屋へ高後
筆を深へ硯のかけこよ毫の笠の
られと取へ又屋うはすへ墨つき
ひへハ色紙つよへ筆の笠ハ上へ

硯の箱にて懐中より出し来へり
為夫人より出ずして出すもの一會
酒産しく懐帋清書の時は筆にて撰ぶ法
一順ならば云席の人数おとくく一句ずつ
まゝすと云ふ
訓あり再び入ひらめくもの一つ
豎懐紙にて表出来る後横懐帋を
表紙にて云ふ
云史表にて果かは発句二度
唫しく相逸系の人は発句二度
句の前にの句を小三句唫しうち紙にて
と知らず所為之文屋小高せく云さるとく
猪の上ゆく云ふ
何番にて指く云
も一つ免ならば悪しく所句にて
定唫しく吉堂の宗匠ようひ宗匠に
納めは懐帋は為すく書く吟聲
しく責人の句はさくとも云く唫
第一情つきはおりしさとく声にて発しく第
へしす猪小菓子紙吞へり才食事時

文臺ハ杉さ奥紙を指て立て貴人同
わ〻ハ名歌ゆかり文臺ハおしてとそむひて
食を〻て和書ハ人三枚の紙の目子
紙しを書て三枚の内へ表八句十六枚
ゆ古へ未ハ酒ゆ〻ためハ始ハ和わ〻と啓の
中ゆ牛の森ゆ〻るゆ〻と書へしといへ是
後の義也ともしかるに表十四句共八句
名ハ句のとゆ〻ゆ古へ風し雲ハ雲ハ
表ゆし赤きと書ゆす想しゆ〻ゆ〻短冊
ゆしゆ〻もきハよへ赤ハ下句の案

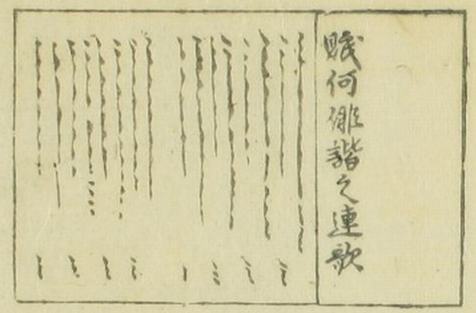

一巡ハ云ハ面ひて金ゆ〻ゆ案句ハ二度ゆ〻
作者の名ハ紙ゆ是ハ一也と名ハ紙ゆむ之物字の
句ハ句ゆ〻是讀ゆ〻物字ゆハ一順の

とあるの句、発句乃ハとく二度ハかく句読
一其後紙字を書家匠紙名を八出
書給く懐紙文台屋の上ハ毒筆の紬中く
二枚ハさ[illegible]ハ下の一枚紙押つくめ[illegible]
重一見後ハ名ハ[illegible]又ハ[illegible]の
蓋紙ハ表句ひく重一連元席定句紙
字紙時ハ句ハく一枚の[illegible]ハ
次の蓋ハ載坐賞ハ句ハく次の首ハ[illegible]の
文屋の紙ハ重く紙ハ[illegible]又後の方
原句ハく重く郭ケ[illegible]

文屋の下ハ[illegible]ハ基昭紙ハ[illegible]入色[illegible]
桃家句の峰一ハ[illegible]上ミの句ハ下ハ文字下の
句ハ下七文字次ハ次半ハ[illegible]ハ[illegible]
雲水の自主ハ[illegible]誘の表
柳の蓋ハ梅の花笠
次半ハ[illegible]ハ想ハ[illegible]漢人但一悼紙
追善の時ハ[illegible]ハ想ハ[illegible]名ハ[illegible]
[illegible]一連元句紙[illegible]
[illegible]法句[illegible]桃家句紙[illegible]
[illegible]席[illegible]連元[illegible]句[illegible]

意味にて宗匠ふむつ山に初八の
作なり今云一句其時も別離筆示句
吟也一連元らつも桃筆一句成後也
其上の句ハ八文字ハ五文字ハ八文字ハ
下の七文字ハ吟也連歌中の七文字
文字と入て一句ハ七文字ハ桃筆也第ハ
連歌句主　金銀の
桃筆　金銀の
句主　意味なしと初りすと

桃筆

如斯一句ハ七文字ハ吟也下の句ハ句主上
下七文字ハ桃筆上ニ七文字ハ吟也句主
一句ハ七文字ハ桃筆ハ上ニ七文字と云
句主　金ハ銀の意味なり
桃筆　意味なし
句主　銀の
桃筆　銀の意

句ハ七文字合有時ハ宗匠ハ味也一五一

宗匠見落し句ハ桃葉宗匠ハ句ゝ成の
ゝ合点ゝ成云ゝ句論かゝ有ル
温和なゝ桃葉ハ葉成ゝ有ぬ
思ふゝ懐紙二枚三枚用ハ書ハ
心見ゝ成ゝ元用ゝぬゝ一ゝ

三

初折成書仕ル人ゝ出ゝ二枚目の紙成
ゝの前ゝ重ゝ和奇の懐紙ハ四折三条家
句ゝ何ゝ三折かゝゝ出ゝ連
奇ハ北泉の祖鳥相公の建治の本式成

始ゝ北泉ハ少過ひゝ連奇の懐紙も
三折ゝ建治の本式無安の新式ゝ
賦ハ数ゝ一句ハの資の合点ゝ一巡海宗匠
あ堂ゝ時連元時宜ゝ有ル
桃葉ハ安堂ゝ又宗匠の見ゝ
初表の一句目桃葉ゝ
折ゝ表ゝ墨ゝ
連元桃葉句成ゝ墨ゝ云有
七文字ゝ上成書出ゝ時宗匠
合成人出ゝ墨ゝ合成連

[illegible]

執毫覺語可有支

文鑿　寸方長一尺九寸七分　巾一尺一寸六分　高三寸九分　金物六処　金具六口傳

硯筥　長八寸二分　巾七寸七分　毫筥　長巾ホロ傳

筆一対　筥きせて　平かき　墨の柄　家々の伝有

筥刺　あるハ小日代用ハ小日代用ハ柄ハ柄ホ平苛伝長ト　鑵　但少刀鑵用ハ小日代用ハ柄ハ柄ホ平苛伝長ト　箭の時ハ鑵ホ柄平苛伝

百員　等々法

発句ハ不員の巻頭なれハ入るもけ句のく
白冠ものくるしくもあるべし

服　発句の体ハ[illegible]但し
[illegible]発句ハ四道の内ハ[illegible]
先ハ対つけ[illegible]ハ字句ハ[illegible]
[illegible]三て句ハ[illegible]
小[illegible]
少く長発句ハ[illegible]

[illegible]

一字ゟ○八せ[illegible]ゟ四句めか[illegible]

[illegible]

五句め六句め七句めゟ[illegible]

月[illegible]句[illegible]三ゟ[illegible]六句めハ

七句めの月の上ニ中ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

表の八句めハ[illegible]六句めゟ月前の

八句ハ[illegible]但し物[illegible]ハ又[illegible]

有[illegible]

裏ゟ[illegible]の句ハ[illegible]

[illegible]九句めゟ[illegible]

[illegible]

[illegible]表八句ゟ

[illegible]懐懐旧名所古人の名

旧字句ゟ[illegible]初表十四句十一句め

月様十三句めゟ花の上ニ人花ニとゝ[illegible]

十句のうち極地なるやうの句を一句書よ
敬ふる事句とうちすべしの句なるやうに
思ふべし地と當流りと花の支口傳也
初折一順の支発句ハ殊客貴人宗匠の
役句なるべきを重ねて昭ハ亭主
の役句なるハ情なくして第三も発句同様
四句のうち五句六句まで客役ふうちとと
なるべし七句の月切者の場所之発句第三よ
殊客所ハ月花の場とさせてもなるべ
きなり表付ハ亭主なるべし亭主花

の印よ宮ふうち表付紙是初折表都合ハ乃
影也客ふうち五句好しふ所すべしく一項ハ
ふうち句栗ふし一巻ふなり
取るハ悪し
百句の巻初折ハ初句五句ハ
ふうちとなるの流なるべく二の折ふう
巻ふうちと俳意ふ句ふ句ふ第三乃
折ハ句いうまふ工ふしくし俳意ふ
人ふいさ矣連元の目是ふ

道所言句[illegible]
千変万化の満る所之又名跡[illegible]
[illegible]
名所古人の名句の一巻よりと紀の紙考へ
果是[illegible]
句[illegible]
言傳[illegible]
[illegible]

月七つ花は[illegible]
句[illegible]の花[illegible]

[illegible]句[illegible]の花と[illegible]
掲句[illegible]
[illegible]

表八句の内四字も[illegible]
捨[illegible]
[illegible]
[illegible]

裏十四句　十句目秋　十二句めの花
二ノ裏　初折目表
名残面　二の面目表

二ノ面　十三句めの月
三ノ面三ノ裏　初折目裏
名残裏八句　七句めの花　月かし

四十四ヶ法　面四句　裏十二句　八句の月秋十句の花

雲仙ヶ法　面六句　裏四句　月花のあるもの、裏の月秋と二折句

源氏ヶ法　面十二句　裏十二句　奇数の裏同　面八十句の月

奇数の句の裏乃つぎ〳〵に偶数を加へて六十句

短歌ヶ法　面四句　裏八句　二、面四句　裏八句

千句ヶ法　四季の分板　春三句　夏三句　秋三句

冬二句　景物ホロ傳

ある人八発句月ぶし花ぶし作る事なり

ある民紅毒ふ句ぬく志ろし　紅貨ニ元も

極紅あり俗受ふく志ろ〳〵

行ひなつ人ふりく俳諧ヶ附を稽ー作る小事ヶ

四つくいヶく俳諧の附方物ヶ不知ヶ

作ることあるべきヶ引句志ぬし〳〵と高氏ヶ中出

俳諧ハ答ハくいヶく元俳諧ヶ四道の附方あり利

ヶ中ヶ連歌ヶ不之連歌ヶ家ヶ百ヶ

さんハ古人の句ヶ作ハ原ー俳諧ヶ引句作ヶ

あるヶ多ヶ〳〵ヶさん也ヶ原ひかれ〳〵ヶ邪業の句

りく見ヶ出さまあ句ヶ第句ヶ出　見ー一句ヶ

作く教ハ作ヶ中ヶ清俗ヶ物のあさ流色俗

原ヶ時の百句ヶと平ヶ道のヶ作ヶ和く

[illegible]

四道の事

添隨放逸のこゝろを四道とゝなえ
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

添

添ハ前句まゝ[illegible]ハ前句と位を

[illegible]

連歌 [illegible]

[illegible]

俳諧 [illegible]

月[illegible]

雲 [illegible]

隨

[illegible]

連歌　[illegible]
むしろのひまゝ寒の月　文　仙巴

俳諧　金平と名よびたる毛貝の
巻の続を白洲く　麿　雲伯

放

紙いそぎの心をとゞめ兎ふる
雨時所柳の中心恋ふるの迫もあれ然
大ゞし人くそ花なる中なれの月

連歌　みなのかたちよ似るうき書
治人の袋もたれむ春かうと　椿井

俳諧　連集の五句をえらせあ後
聚和ふ水七二節にたゞしく　雲伯

逆

逆ぶんちうと然別に行ゝ毎下心を行
たゞ人の和といふ東ゝ沢ゝ一面ある別西
東ゝ行ゝ人此俳を逆逆別ゝ行ゝ古人也
云のこゝ也

連歌　なけ言よ辞分る善　友也
雪爲にもある杜ゝ別ゝ基て

俳諧　風のおもゝ張分　萩
静さい産稗の繚ゝ秋の蝶　雲伯

なよのなる大やうに心のかへきやうにくき歌
俳諧も狂歌も同し事にみゆれとも其中に
無分別道又和歌者俳諧にとゝめ給ふ事ある
の句をさへ知り于今紙遠路廻毎ハ家句の附合
俳諧ゆへんのよし覚ゆる何事にもあらし
又問ふていはく和歌に十躰あり連歌にも俳諧にも
俳諧にもいはく元和前の十躰と連歌にも
ほかに俳諧にも学ぶ事先達の句をあまた選て
附合に連俳の引句を集めて弥かしこき歌の書を
道を学し先付の異に発句を読みちらさんを

とりあへす学をもとめて句を詠み見侍らん歌なからも
覚束なく侍れと若この十乃中に一つ二つもと侍らは
申して家俳諧の妙をも家の事をもこの道にて侍
此やうなりの新をさゝわかに侍るへく候しぬ

十躰

幽玄躰　名月やおく〔〕詠の松の梢より
長高躰　月を宵〔〕の〔〕雲の上
有心躰　月見るも佐都雄ゝ若子むし節
麗躰　見ころや網の内外の月と〔〕
事可然躰　年毎に志くなりぬその月

西鳥帋
懐紙
思紙帋
有節紙
鳥柊帋

名月や子をかくあて宮ゐ猿
名月や本の雫隠の虫　目鏡
秋月や弱ゐ句ふ雲ゐ猿
名月や庫ゐの萩の声
咲き出せし世を別しとゐふ

四季發句

春　　龍心亭　海旭

一夜ゐ八能ゐ鷹ゐう玉の夷
春ゐ分ゐ多ゐ如ゐ低し福寿草
竹の恩恵ゐ梅ゐ川ゐ

市かくて人を知るや梅の花
ゐ多ゐ多ゐ拾ゐ拾ゐ出ゐ柳ゐ
芦孤の人ゐの海ゐ沼ゐ
田螺ゐ月やみゐの落雁
葉の花ゐ美ゐ日の匂ゐ
ゐ多ゐ伺ゐ居ゐ垂ゐ
竹夷ゐ拾ゐ命の弗

夏

蕎麦のうゐや海ゐ文台
陽炎や堀出ゐ郭公

朝清め　苔ハほろんよ小蝶哉
鶯のうたゝ池よ松合ハし　杜若
五月雨や　噂のうき巣のかゝり
水と〳〵　新の流るゝ　かゝる
人間の智恵の庫　水室哉
御園　會や雲さへ峯の　ほろ
一ときの水の恩知る　男の
系せゝ　ろ分れも涼し　蓮の花

秋

明るんと　うきハ果ち　屋ハ

小雲も　果ち色とる　蕭望の
雲あつ　夫も　ハやはもう　俳
涼新や　横よ　流す　里　川
ア　ゝや　望田よ　の　流
名月や　ろよ　陶　歩
線や　遠　の　柳
世ハ　と　ゝ　秋の小蝶
一枝も　海よ　川　菓の
美の世や　和菓の　よ　弁菊

冬

[illegible]

水鳥の屎も[illegible]比良ヶ嶽

信濃や人しとおもはれ川ふ者

[illegible]の花まもる海士ぬの重所

物ゝ手紡人のも 老ぬ 桐火 桶

有明と[illegible]つ居ふ[illegible]く宮の名

[illegible]や[illegible]くゝ[illegible]

いとゝ[illegible]

世[illegible]

寛政九年

十二月

已川亭

[illegible]